

(変更後)

(変更前)

普通貯金規定

1～16. (省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

18～19. (省略)

20. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

21. (規定の変更等)

(省略)

以上
(2021年10月1日現在)

普通貯金規定

1～16. (省略)

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの(追加)を除きます。）

②～⑤ (省略)

18～19. (省略)

(追加)

20. (規定の変更等)

(省略)

以上
(2021年4月1日現在)

(変更後)

(変更前)

総合口座取引規定

1～15. (省略)

16. (解約等)

- (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。
- (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。

(3)～(6) (省略)

17～21. (省略)

22. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

23. (規定の変更等)

(省略)

以上

(2021年10月1日現在)

総合口座取引規定

1～15. (省略)

16. (解約等)

- (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。
- (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。(追加)

(3)～(6) (省略)

17～21. (省略)

(追加)

22. (規定の変更等)

(省略)

以上

(2021年4月1日現在)

(変更後)

(変更前)

普通貯金無利息型（決済用）規定

普通貯金無利息型（決済用）規定

1～16.（省略）

1～16.（省略）

17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

(1) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

(1) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。）

②～⑤（省略）

②～⑤（省略）

8～19.（省略）

18～19.（省略）

20.（未利用口座管理手数料）

（追加）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

21.（規定の変更等）

（省略）

20.（規定の変更等）

（省略）

以上
(2021年10月1日現在)

以上
(2021年4月1日現在)

(変更後)

(変更前)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1～15. (省略)

16. (解約等)

- (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。
- (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとし、また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとし、

(3)～(6) (省略)

17～21. (省略)

22. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとし、また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとし、
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとし、
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

23. (規定の変更等)

(省略)

以上
(2021年10月1日現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1～15. (省略)

16. (解約等)

- (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。
- (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとし、(追加)

(3)～(6) (省略)

17～21. (省略)

(追加)

22. (規定の変更等)

(省略)

以上
(2021年4月1日現在)

(変更後)

(変更前)

新貯蓄貯金規定

1～17. (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

②～⑤ (省略)

19～20. (省略)

21. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22. (規定の変更等)

(省略)

以上
(2021年10月1日現在)

新貯蓄貯金規定

1～17. (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

(1) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの (追加) を除きます。）

②～⑤ (省略)

19～20. (省略)

(追加)

21. (規定の変更等)

(省略)

以上
(2021年4月1日現在)